

時 期	応急段階
区 分	被害状況の把握と二次災害の防止
分 野	家屋等の被害状況把握
検 証 項 目	事業所等の被害状況調査

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、激甚災害法
執 行 主 体	国、都道府県（自治事務）、市町村（自治事務）、商工会議所、商工組合、各企業等
財 源	自主財源
概 要	<p>発災直後、行政が商工会議所や主要企業などに対して、電話照会により被害状況を把握したが、社屋や工場の被災などにより、その把握には時間を要した。</p> <p>災害復旧事業の査定開始期限は、通常発災から60日後となっていることから、査定申請のための被害調査を早期に行う必要があった。</p> <p>災害復旧事業の査定に要する調査及び資料の作成は、他府県からの応援職員の協力を得て行われた。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>近畿通商産業局（当時）及び近畿財務局（当時）により、事業協同組合に関する被害調査が4月26日～6月2日に実施された。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p189]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>事業協同組合に関する被害調査の結果、最終的な被害額は、29組合分で約21億4,000万円であると判明した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p189]</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《事業所全体に共通する事項》</p> <p>1月18日に商工関係の被害状況調査を開始するが、通信網と交通網の被害や、社屋や工場等の被災により、情報収集は進まなかった。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>1月22日からは、大企業、商工会議所、商工会連合会、業界団体、組合、外資系企業に対して、電話照会により被害状況を把握した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>《商店街・小売市場》</p> <p>1月18日に商店街・小売市場の被害状況調査を開始した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>1月21日以降、神戸市と連携し、神戸市内の現地調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>1月26日に阪神県民局と淡路県民局が、神戸市以外の市町における被害状況調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>1月31日及び2月1日に、兵庫県・中小企業庁・中小企業事業団・近畿通商産業局の調査団が、神戸市内の商店街を視察した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>2月6日～2月10日、10市3町（神戸・尼崎・西宮・伊丹・明石・三木・洲本・芦屋・宝塚・川西・津名・西淡・三原）の商工会議所・商工会に対し、商店街・小売市場のうち、災害復旧高度化事業及び商業基盤施設等整備事業（復旧関係）の適用可能性のある組合に対し、資産の被害状況、復旧予定等に関する調査を依頼した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>《下請け企業、地場産業》</p> <p>1月19日、ケミカルシューズ業界の実態を把握するため、日本ケミカルシューズ工業組合の組合員名簿をもとに長田区、須磨区の企業分布図を作成した。翌1月20日、県工業課及び県工業技術センター職員を現地に派遣し、この図を用いて被害状況調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>《事業協同組合等》</p> <p>1月18日、災害復旧事業の査定申請のため、各県民局を通じて、事業協同組合等に対して、当該組合の共同施設の被害状況調査を依頼した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p189]</p>

	<p>1月25日、災害復旧事業制度の概要について近畿通商産業局に照会した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p189]</p> <p>2月28～3月31日、他府県の応援職員(合計9名)の協力を得て、災害復旧事業の査定申請のために、県独自で被害状況調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p189]</p> <p>《金融機関》</p> <p>1月17日、緊急の生活資金、事業資金需要に対処するため、被災地域の主要な金融機関の営業状況を調査したが、金融機関の被災及び連絡先不明等により、情報収集に長時間を費やした。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p195]</p> <p>1月18日以降、金融機関の営業状況を把握し、報道機関に対して定期的に情報提供を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p195]</p> <p>《その他》</p> <p>兵庫県は、神戸商工会議所の卸売商業部会の所属企業に照会し、卸売業の被害状況を把握した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p189]</p> <p>兵庫県は、兵庫県トラック協会傘下の運輸業者に照会し、運輸業の被害状況を把握した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p189]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>《事業所全体に共通する事項》</p> <p>1月24日、企業等に対する聞き取りにより判明した被害状況を取りまとめた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>1月30日、警察発表の家屋倒壊・焼失状況などを勘案し、商工関係の被害額を推計した。その結果、機械・装置等の被害が約6,300億円(建築物の被害約1兆7,700億円を除く)であることが判明した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>《商店街・小売市場》</p> <p>1月27日、神戸市内の商店街・小売市場の被害状況を取りまとめた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>《下請け企業、地場産業》</p> <p>県工業課・工業技術センター職員を現地に派遣し、日本ケミカルシューズ工業組合の被害状況調査を実施した結果、神戸市内の組合員206社中、150社以上の全・半壊が判明した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p187]</p> <p>《事業協同組合等》</p> <p>災害復旧事業の査定申請のための被害状況調査を実施した結果、60組合で約39億円の被害が判明した。</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>神戸市経済局産業対策室は、2月15日に、神戸市内に事業所を有する企業1000社(回答453社)に対して被害調査を実施した。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>神戸市が2月に実施したアンケートの結果、アンケート回答企業のほぼ20%が全・半壊の被害を受けたことが判明した。また、復旧を断念した本社等事務所は5.9%、工場・営業所は4.5%であった。</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《商工会及び商工会議所》</p> <p>商工会議所は、1月20日以降、情報の収集に努めた。また、商工会は、兵庫県商工会連合会の協力を得て、被害状況調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p189]</p> <p>《大規模小売店舗等》</p> <p>発災後数週間、商品被害の算定等、倒壊した建物の確認以外の被害状況について把握できなかった。2月に入り、各企業は、商品の搬出等を行い、被害額を推計した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p189]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>《商工会・商工会議所》</p> <p>商工会議所が情報を収集した結果、被害状況は徐々に判明したが、被害額については、建設会社</p>

	<p>等が一般の災害復旧事業に取りかかっていたことから、算定依頼ができなかった。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p189]</p> <p>神戸商工会議所と兵庫県商工会議所連合会が3月に兵庫県下に本社を有する企業1300社(回答527社)に対して行った調査では、35.6%が大きな被害を受けたと回答した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p189]</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>《事業協同組合等》</p> <p>事業協同組合等の共同施設などの被害状況を調査するためのマニュアルを作成した。</p> <p>災害対策に係る組織体制、職員の参集・配備体制を予め定めておき、商業関係被害の実態把握(大型店、商店街、小売市場等の被害状況)については、被災市町、商工会議所・商工会に電話連絡、また、職員を現地に派遣するなどして行うこととしている。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>共同施設などの被害状況を早急に把握するため、兵庫県中小企業団体中央会において調査を行い、結果の報告を求めることとした。</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>(大型小売店舗等の)主要各社の被害状況の把握に長時間を要した反省点として、非常時における連絡体制づくりや県、市町、商工会議所等の役割分担を明確にする必要があると思われる。(『阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録』兵庫県)</p> <p>(神戸商工会議所の会員に対する)調査は、まず1月30日から2月16日の間は電話で実施した。この内、電話がつながったのは、7,917会員(68%)、不通が、3,445会員(29.6%)、残りは留守番電話、電話取り外し等であった。連絡が取れた会員で1,129会員が「営業が出来ない」状態であり、うち639会員が「めどが立たない」と回答した。その後、電話が通じない13,720会員については、2月中旬から3月末まで職員が会員を訪問して被災状況を実地で確認した。被災した会員を訪問しても事業所が全壊、半壊又は更地となっていたり、一部損壊でも閉鎖状態であったり、調査は予想以上に困難であった。職員は、現地に残された伝言用の張紙や隣人からのわずかな手掛かりをもとに、仮事務所や避難先を探して会員から被災状況を聞き取り、面談出来なかった会員は、本所への連絡メモを残して会員の実態把握に努めた。その結果、調査開始から3月末までに10,342会員(88.9%)と連絡が取れた。(中略)連絡が取れなかった1,295会員についても、その後も安否確認を継続した結果、連絡先不明は平成8年1月末までに約280会員に減少した。(『駆け抜けた1年：神戸商工会議所震災復旧1年の記録』神戸商工会議所)</p> <p>安否確認状況については、当初3日間で15%、1月末で85%が安否確認を終了したとのアンケート結果がある。確認方法は本人の会社により確認できたとするものが5割を占めた。(廣井脩他「阪神・淡路大震災における企業の安否情報 II」『第4回 国際企業防災シンポジウム』第4回国際企業防災シンポジウム実行委員会)対策本部を組織したものの、安否の確認や避難場所の決定などは遅々として進まなかった。というのも、地震の際の行動マニュアルは、地震が社員が出勤している就業時間内に起きることを念頭に置いていたし、各種の連絡網も、電話がかかること、車による移動ができることを前提としてつくられていたためだ。実際には、電話は全くつながらず、車も通れないという状況の中で、限られた人員がバイク、自転車、徒歩で社員の安否を確認して行くしかなかった。グループ企業を含め、被災地には社員と家族三千百人が在住していたが、全員の安否を確認できたのは、震災後五日経ってからだった。(『日経BPムック いま知りたい危機管理会社が危ない あなたが危ない 日経ビジネス編』日経BP社)</p> <p>(被災地企業アンケート調査)震災時は、電話ではなかなか安否確認ができず、従業員の自宅まで小回りの利く単車・自転車で訪問した企業も多い。(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』)</p> <p>(被災地の税理士事務所に対して実施した)アンケートによると関与先の安否確認の方法としては、主として電話、FAXで行った事務所が総回答数の67%と多く、訪問による確認をした事務所が33%であった。安否確認までの期間は、1週間以内に全部できたと回答した事務所が総回答数の約58%、半分程度と回答した事務所が26%、ほとんどできなかった事務所が16%となっている。多くの事務所が関与先の安否確認を重点</p>	

的に行ったにもかかわらず、短期間に目的を果たせていない。これは震災によって、電話の破損や回線の混雑により機能停止したことが大きな要因となったことを示している。非常時の情報の重要性を考えると、電話は情報の迅速な伝達の唯一の手段であり、電話の機能を確保することは今後の危機管理上の課題である。  
(『震災・その轍 : 被災地からの報告』近畿税理士会)

#### 課題の整理

県、市町村、商工会議所等の連絡体制の確保  
事業所等の被害状況調査要員の確保及び調査体制の整備  
中小企業等の被害調査シートの標準化に関する検討  
災害復旧事業の査定申請の期限に関する検討

#### 今後の考え方など

被災産業に関して、被害状況調査を被災地管轄経済産業局から速やかに収集し、被災産業対策取りまとめ担当に情報を伝達する。(経済産業省)

今後も、災害対策に係る組織体制、職員の参集・配備体制に基づき、災害発生時に、商業関係被害の実態把握(大型店、商店街、小売市場等の被害状況)を被災市町、商工会議所・商工会に電話連絡、また、職員を現地に派遣するなどして行うこととする。(兵庫県)

○災害時においては、被害状況の把握が急務であり、非常時の連絡体制の確立、県・商工関係団体と連携が必要である。(神戸市)

関係機関との連携を引き続き図っていく。(尼崎市)